

中央区立築地社会教育会館体育施設利用団体登録要綱

平成27年11月1日

27中区文第226号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区立社会教育会館条例施行規則（昭和45年11月中央区教育委員会規則第10号）第6条の2第1項に規定する体育施設利用団体の登録（以下「団体登録」という。）に係る手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 団体登録を受けることができる団体は、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 団体の代表者が中央区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、又は在勤していること。
- (2) 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
- (3) 団体の構成員の7割以上が区内に居住し、又は在勤していること。
- (4) 18歳未満の者又は高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、高等専門学校若しくは専修学校に通う18歳の者が団体の活動に参加する際は、当該者の保護者が当該者の団体登録等について承諾していること。
- (5) 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者のみによって組織されている団体については、原則として、団体の活動の指導又は監督にあたる20歳以上の者が団体の代表者になっていること。
- (6) 政治的活動、宗教的活動及び営利的活動その他金銭の授受を伴う活動を行わない団体であること。

(登録の申請)

第3条 団体登録を受けようとする団体の代表者（以下「登録責任者」という。）は、別記第1号様式による申請書（以下「申請書」という。）により、教育委員会に申請するものとする。

(電子計算組織による公共施設予約システム利用者登録申請)

第4条 前条の規定による申請を行った団体は、電子計算組織による公共施設予約システム利用者登録申請を行ったとみなす。

(登録の決定等)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは別記第2号様式による登録証（以下「登録証」という。）を登録責任者に交付し、登録することが適当でないと認めるときは別記第3号様式による不決定通知書により登録責任者に通知する。

(有効期間)

第6条 団体登録の有効期間は、登録証を交付した日（以下「交付日」という。）から3年を経

過する日の属する月の末日までとする。ただし、交付日が月の初日のときは、交付日から3年を経過した日の属する月の末日までとする。

(登録の更新)

第7条 第5条の規定により登録の決定を受けた団体(以下「登録団体」という。)が団体登録を更新しようとするときは、登録責任者は、当該登録団体の登録証の有効期間が満了する日の前日までに、申請書により、教育委員会に申請するものとする。

2 前項の規定による更新の手続については、前4条の規定を準用する。

(登録事項の変更等)

第8条 登録責任者は、第3条又は前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに別記第4号様式による変更届により、教育委員会に届け出るものとする。

2 登録責任者は、登録証を紛失し、又は毀損したときは、速やかに別記第5号様式による再交付申請書により、教育委員会に再交付の申請をするものとする。

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、団体登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 施設の利用目的又は利用条件に違反したとき。

(4) 登録証を第三者に使用させ、又は譲渡したとき。

(5) 同一人が複数の登録団体の構成員となっていたとき。

(6) 他の登録団体と一体となった活動を行っていると思われるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

2 この要綱の規定による登録その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。